

## 第4回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会

日 時：平成18年6月22日（木）14時00分～  
場 所：情報文化センター大会議室

### 次 第

- 1 開会
- 2 資源循環局長挨拶
- 3 議事
  - (1) 第3回検証委員会における確認事項の調査結果について
  - (2) 第Ⅲ期（K～Qの期間）及び第Ⅳ期（R～の期間）の検証
  - (3) その他
- 4 報告事項
  - (1) 第3回検証委員会会議録について
- 5 閉会

#### 配付資料

- |     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 資料1 | 法令関係の調査結果                     |
| 資料2 | 確認調査結果                        |
| 資料3 | 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会 検証シート（Ⅲ期、Ⅳ期） |
| 資料4 | 第3回検証委員会会議録                   |

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会委員名簿

(五十音順)

	氏 名	所 属 等	専門分野
◎	おがの しょういち 小賀野 晶一	千葉大学大学院教授	法律
	さくもと なおゆき 作本 直行	独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所	国際環境
	たかい かえこ 高井 佳江子	弁護士	法律
	たなか みつる 田中 充	法政大学教授	環境行政学
	とくえ よしのり 徳江 義典	横浜国立大学法科大学院教授 弁護士	法律

◎委員長

## 法令関係の調査結果（産業廃棄物処理業許可、処理施設許可関係）

調 査 事 項	調 査 結 果	備 考
①廃棄物処理法における産業廃棄物処理業許可関係の変遷（許可基準、取消基準）	資料 1 - 1 のとおり	
②産業廃棄物処理業許可に係る欠格要件の変遷	資料 1 - 2 のとおり	
③産業廃棄物処理業許可、処理施設許可に関連する訴訟及び判例	資料 1 - 3 のとおり	
④廃棄物処理法における産業廃棄物処理施設許可関係の変遷	資料 1 - 4 のとおり	
⑤産業廃棄物処理業等許可事務に係る国通知の変遷（許可事務取扱要領関係）	資料 1 - 5 のとおり	
⑥行政処分の指針等の変遷	資料 1 - 6 のとおり	

廃棄物処理法の変遷(業許可関係)

		H6.10.1	H12.10.1	H13.1.6	H15.12.1
許可	<b>法第14条</b>	4 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。～略～ 6 都道府県知事は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。 二 申請者が第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。 7 第一項又は第四項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。	<b>法第14条</b>	<b>法第14条</b>	<b>法第14条</b>
	4 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。～略～ 6 都道府県知事は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。 二 申請者が第三項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。 7 第一項又は第四項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。	4 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。～略～ 6 都道府県知事は、第四項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 二 申請者が第三項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。 7 第一項又は第四項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。	6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。～略～ 10 都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 二 申請者が第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。 11 第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。		
許可基準	<b>規則第10条の5</b>	法第十四条第六項第一号(～略～)の規定による厚生省令で定める基準は、次のとおりとする。 二 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 ロ 申請者の能力に係る基準 (1) 次に掲げる者が厚生大臣が認定する産業廃棄物の処分に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。 (イ) 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 (ロ) 申請者が個人である場合には、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 (2) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。	<b>規則第10条の5</b>	<b>規則第10条の5</b>	<b>規則第10条の5</b>
	法第十四条第六項第一号(～略～)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 二 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 ロ 申請者の能力に係る基準 (1) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。(H13.2.1改正) (2) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。	法第十四条第六項第一号(～略～)の規定による厚生省令で定める基準は、次のとおりとする。 二 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 ロ 申請者の能力に係る基準 (1) 次に掲げる者が厚生大臣が認定する産業廃棄物の処分に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。 (イ) 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 (ロ) 申請者が個人である場合には、当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者 (2) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。	法第十四条第六項第一号(～略～)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 二 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 ロ 申請者の能力に係る基準 (1) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。		
事業停止・許可取消	<b>法第14条の3</b>	第七条の二第三項(変更届出、条文略)及び第七条の三の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、第七条の二第三項中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、第七条の三中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替える。	<b>法第7条の3(準用)</b>	<b>法第14条の3</b>	<b>法第14条の3</b>
	市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者がこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為をしたとき、又はこれらの者が第七条第三項第四号イからチまでのいずれかに該当するに至ったときは、その許可を取り消し、又都道府県知事は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第三項第一号又は第六項第一号に規定する基準に適合しなくなったとき。 三 第十四条第三項第二号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。 四 第十四条第七項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。	都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。 一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第三項第一号又は第十項第一号に規定する基準に適合しなくなったとき。 三 第十四条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。 <b>法第14条の3の2</b> 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。 一 第十四条第五項第二号イからへまでのいずれかに該当するに至ったとき。 二 前条第一号に該当し情状が特に重いつき、又は同条の規定による処分に違反したとき。 2 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。		



## 産業廃棄物処理業許可、処理施設許可に関連する訴訟及び判例

(最高裁判所判例検索システム調査結果) H18. 6. 22

番号	判決年月日	裁判所名	件名	原審	概要
1	平成14年5月21日	福島地裁	産業廃棄物最終処分場設置許可処分取消請求事件		要綱に定められた周辺住民の同意がないこと等を理由として、許可取消を求めたが、要綱は法や条例の定めた要件ではないことから棄却。
2	平成14年2月20日	東京高裁	産業廃棄物処理施設設置許可申請不受理取消請求控訴事件	H13.6.29前橋地裁 (No.4)	施設設置許可申請書の返却は却下処分であり、法の要件を満足しているにもかかわらず、規定を根拠として却下するのは違法とした。
3	平成13年11月16日	静岡地裁	産業廃棄物処理業等の許可取消処分取消請求事件		法違反を理由として、処理業許可を取消したことについて、処分の違法性と取消しによる損害について国家賠償法に基づく賠償を求めた事件。(いずれも理由がないとして棄却)
4	平成13年6月29日	前橋地裁	産業廃棄物処理施設設置許可申請不受理取消請求事件		事前協議が不承認であることを理由に施設設置許可申請書を返却したことを違法とし、その取消しを求めた。(審査拒否は事実行為であり、処分にあたらないとし、却下)
5	平成12年12月19日	和歌山地裁	産業廃棄物処理業等の不許可処分取消請求事件		事業場への搬入道路が狭隘であることを法に適合しないと認定して不許可処分をすることが違法とされた。
6	平成12年5月17日	東京高裁	産業廃棄物処分業許可処分取消請求控訴事件	H11.1.24横浜地裁 (No.7)	許可を受けた事業者が廃止届を提出したことにより訴えの利益がなくなったため、却下
7	平成11年11月24日	横浜地裁	産業廃棄物処分業許可処分取消請求事件		処分業の許可について、施設近隣の茶畑の所有者が違法な許可処分により茶畑に甚大な被害を受け法律上の利益を侵害されていることを理由として、当該許可処分の取消を求め、認められた。
8	平成10年11月27日	新潟地裁	県外産業廃棄物処理禁止等請求事件		施設設置にあたり、締結された公害防止協定及び県外廃棄物の処理をしない旨の確約書の履行を請求し、認められた。
9	平成10年4月27日	大分地裁	産業廃棄物処理施設の適合認定取消請求事件		処分場の施設基準適合認定の取消しを求めたが、原告適格がないこと、訴えの利益がないことから却下
10	平成10年1月27日	仙台地裁	産業廃棄物処理業の許可及び処理施設の設置許可拒否処分取消請求事件		要綱に従わない事業者の許可関係書類を返戻し、受理を拒否したことが、不作為にあたり、違法とされた。
11	平成9年10月7日	札幌高裁	産業廃棄物処理施設設置不許可処分取消請求控訴事件	H9.2.13札幌地裁 (No.12)	施設の設置許可について、知事の裁量権はないとして棄却
12	平成9年2月13日	札幌地裁	産業廃棄物処理施設設置不許可処分取消請求事件		要綱(住民の同意等)に従わないことを理由とする不許可処分が裁量権の逸脱・濫用として違法とされた。
13	平成7年12月19日	高松高裁	産業廃棄物処理業不許可処分取消請求控訴事件	H6.9.9松山地裁 (No.14)	原審を支持
14	平成6年9月9日	松山地裁	産業廃棄物処理業不許可処分取消請求事件		収集運搬業の不許可処分(理由:運搬能力無し、恐れ条項の適用)の違法性を争ったが、不許可処分は適法認められた。
15	平成6年3月18日	福岡地裁	焼却炉設置計画廃止勧告処分無効確認請求事件		廃棄物処理法の規制対象とならない小規模産業廃棄物処理施設を規制する条例が、法の目的と効果を阻害するため、無効とされた
16	平成3年2月28日	宇都宮地裁	産業廃棄物処理施設設置届受理拒否処分取消並びに損害賠償請求事件		要綱に従わない事業者の施設設置届の受理を拒否したことが、違法とされた。
17	平成2年1月18日	前橋地裁	産業廃棄物処理業許可処分取消請求事件		施設周辺環境悪化を理由に許可処分の取消しを請求したが、法(14条2項)が個人的利益を保護するものではなく、原告適格が認められないとした。

廃棄物処理法における産業廃棄物処理施設許可関係の変遷

	変更許可	許可基準	条件付与・使用前検査	許可関連手続	軽微変更要件	許可取消し等	維持管理関連
平成4年7月4日	法第15条の2 第1項 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が厚生省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。	法第15条 第2項 都道府県知事は、前項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。	法第15条 第3項 第一項の許可には、生活環境の保全上の条件を付することができる。		規則 第12条の8 第五条の二の規定は、法第十五条の二第一項の規定による許可を要しない産業廃棄物処理施設の構造又は規模の軽微な変更について準用する。	法第15条の3 第1項 都道府県知事は、第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が同条第二項第一号又は第五項に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該産業廃棄物処理施設に係る同条第一項の許可を取り消し、又はその設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。	法第15条 第5項 産業廃棄物処理施設の設置者は、厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。
平成3年 法律第95号	法第15条の2 第2項 前条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について、同条第四項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。	一 厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に適合していること。 二 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、厚生省令で定めるところにより、災害防止のための計画が定められているものであること。	法第15条 第4項 第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が第二項第一号に規定する技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。		規則 第5条の2 法第9条第1項の規定による厚生省令で定める軽微な変更は、主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10%以上の変更を伴わない変更とする。		
平成10年6月16日	法第15条の2の4 第1項 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の構造又は規模の変更許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が厚生省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。	法第15条の2 第1項 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。	法第15条の2 第3項 前条第一項の許可には、生活環境の保全上の条件を付することができる。	法第15条第3項 (ミニアセス) 前項の申請書には、厚生省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。	規則 第12条の8 法第十五条の二の四第一項の規定による厚生省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。	法第15条の3 第1項 都道府県知事は、第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が同条第二項第一号又は第五項に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき、産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場について第十五条第一項の許可を受けた者が第十五条の二の三において準用する第八条の五第一項の規定による積立をしなければならない場合においてその積み立てをしていないときは、当該産業廃棄物処理施設に係る同条第一項第十五条第一項の許可を取り消し、又はその設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。	法第15条の2の2 産業廃棄物処理施設の設置者は、厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第十五条の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。
平成10年 法律第85号	法第15条の2の4 第2項 前条第二項及び第三項第十五条第三項から第六項まで及び第十五条の二第一項から第三項までの規定は、前項の許可について、同条第四項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。	一 その設置に関する計画が厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に適合していること。 二 その設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること。	法第15条の2 第4項 前条第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。	法第15条第4項 (告示縦覧) 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(政令で定めるところに限り)について第一項の許可申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。	一 法第十五条第二項の申請書に記載した処理能力(当該能力について法第十五条の二の四第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。)に係る変更であつて、当該変更によって当該処理能力が十パーセント以上変更されるに至るもの。 二 第十一条第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る変更 三 第十一条第二項第三号に掲げる事項に係る変更であつて、次のイからカまでに掲げる産業廃棄物処理施設の種別に応じ、当該イからカまでに掲げる設備に係るもの又は当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの イ 令第七条第十四号ハに掲げる施設 ロ 遮水層又は擁壁若しくはえん堤 ハ イ〜ロは管理型処分場以外に関する規定であるため省略 四 第十一条第二項第四号に掲げる事項に係る変更(排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更に限る。) 五 第十一条第三項各号に掲げる事項に係る変更(第十一条第三項第一号に掲げる数値の変更であつて、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減少されることとなるものを除く。)	法第8条の4 第1項 (記録の閲覧) [法第15条の2の3による読替え] 第十五条第一項の許可(同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)を受けた者は、厚生省令で定めるところにより、当該許可に係る産業廃棄物処理施設の維持管理に關し厚生省令で定める事項を記録し、これを当該産業廃棄物処理施設(当該産業廃棄物処理施設に備え置けることが困難である場合にあつては、当該産業廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該維持管理に關し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。 法第8条の5 第1項 (維持管理積立金) [法第15条の2の3による読替え] 特定産業廃棄物最終処分場(産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて、厚生省令で定めるところにより、以下同じ。)について第八条第一項の許可を受けた者(以下「特定産業廃棄物最終処分場の設置者」という。)は、当該特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年度、特定産業廃棄物最終処分場に、都道府県知事が第四項の規定により通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てなければならない。	平成9年法律第85号 附則 第5条 第6項 新法第十五条の二の三において準用する新法第八条の五の規定は、新法第十五条の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて、附則第一号に掲げる規定の施行前に埋立処分が開始されたものについては、適用しない。
平成10年 厚生省令第31号				法第15条の2 第2項 (有識者会議) 都道府県知事は、前条第一項の許可(同条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)をする場合においては、あらかじめ、前項第二号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し厚生省令で定める事項について専門知識を有する者の意見を聴かなければならない。			
平成12年9月30日							
平成12年10月1日	法第15条の2の4 第1項 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第十五条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が厚生省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。	法第15条の2 第1項 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。	法第15条の2 第4項 前条第一項の許可には、生活環境の保全上の条件を付することができる。	変更なし	変更なし	法第15条の3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消し、又はその設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。	変更なし
平成12年 法律第105号	法第15条の2の4 第2項 第十五条第二項から第六項まで及び第十五条の二第一項から第三項までの規定は、前項の許可について、同条第四項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。	一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準に適合していること。 二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び厚生省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。 三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従つて当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める基準に適合するものであること。 四 申請者が第十四条第三項第二号イからヘまでのいずれにも該当しないこと。	法第15条の2 第5項 前条第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。			一 第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第十五条の二第一項第一号若しくは第十五条の二の二に規定する技術上の基準又は当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した設置に関する計画(これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。 二 産業廃棄物処理施設の設置者の能力が第十五条の二第一項第三号に規定する厚生省令で定める基準に適合していないと認めるとき。 三 産業廃棄物処理施設の設置者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。 四 産業廃棄物処理施設の設置者が第十四条第三項第二号イからヘまでのいずれかに該当するに至ったとき。 五 産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条の二第四項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。	
平成15年11月30日							
平成15年12月1日	法第15条の2の5 第1項 [15条の2の4が条ずれ、本文省略] 法第15条の2の5 第2項 [15条の2の4が条ずれ、本文省略]	法第15条の2 第1項 [未改正部分は省略] 四 申請者が第十四条第二項第二号イからヘまでのいずれにも該当しないこと。	変更なし	変更なし	法第15条の2の6 [15条の3が条ずれ、本文省略] 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消し、又はその産業廃棄物処理施設の設置者に対し、期限を定めて当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。 一 [未改正部分は省略] 二 [未改正部分は省略] 三 [未改正部分は省略] 四 産業廃棄物処理施設の設置者が第十五条の二第四項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。	法第15条の2の2 産業廃棄物処理施設の設置者は、厚生省令(産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令)で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第十五条の二の四第一項第十五条の二の五第一項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。 第15条の2の2以外は変更なし	
平成15年 法律第93号						法第15条の3 第1項 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消さなければならない。 一 産業廃棄物処理施設の設置者が第十四条第五項第二号イからヘまでのいずれかに該当するに至ったとき。 二 前条第三号に該当し状況が特に重いと認め、又は同条の規定による処分違反したとき。 法第15条の3 第2項 都道府県知事は、前条第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第十五条第一項の許可を取り消すことができる。	
平成18年3月31日							平成9年法律第85号 附則 第5条 第6項 新法第十五条の二の三において準用する新法第八条の五の規定は、新法第十五条の二の三前段に規定する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて、附則第一号に掲げる規定の施行前に埋立処分が開始されたものについては、平成十八年三月三十一日までは、適用しない。

産業廃棄物処理業等許可事務に関する国通知の変遷（許可事務取扱要領関係）

		平成5年2月25日厚生省通知(平成6年8月、平成10年5月改正、平成12年12月28日廃止) 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可事務取扱要領について	平成12年9月29日厚生省通知 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の 取扱いについて
国の通知の概要（処理業許可事務の取扱いについて）	許可の性質	申請に係る事業の内容に応じ、申請者の有する施設及び能力が規則(条項略)に定める基準に適合するかどうかを審査し、これに適合する場合に、当該申請者が欠格要件に該当すると認めるときを除き、許可を行うものであること。	法第14条第3項及び第6項並びに第14条の4第3項及び第6項は、申請者が技術上の基準に適合する施設及び能力を有し、かつ欠格要件に該当しない場合には、必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えられているものではないこと。
	施設に係る基準	1 申請に係る施設について、その構造が取り扱う産業廃棄物の性状に応じた適正な処分ができるものであること、稼働後の運転を安定的に行うことができ、かつ維持管理が適正に行えるものであること等について(*必ず実地に)確認すること。～以下略～ (*は平成10年5月改正で追加 2 申請者が、当該申請に係る施設について、継続的に使用する権原を有していることを確認すること。	1 申請に係る施設について、その構造が取り扱う産業廃棄物の性状に応じた適正な処分ができるものであること、稼働後の運転を安定的に行うことができ、かつ維持管理が適正に行えるものであること等について必ず実地に確認すること。～以下略～ 2 申請者が、当該申請に係る施設について、継続的に使用する権原を有していることを確認すること。
経理的基礎	1 事業計画が廃掃法(以下「法」という。)の諸規定に従って処理業を行う上で適正なものであり、また、当該計画に従って行われる事業に必要な設備、機材等の整備に要する資金額が類似の他事業と比較して妥当かどうかを確認すること。	1 申請者が法人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類、貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(確定申告書の写し及び納税証明書)の内容を十分審査し、事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断すること。	1 申請者が個人である場合には、～以下略～
	2 事業の開始に要する資金の調達方法はできる限り具体的に記述させ、必要に応じて金融機関等と連絡調整を図ることにより、金融機関等からの融資や借入の確実性を確認すること	2 申請者が個人である場合には、～以下略～	2 申請者が個人である場合には、～以下略～
	3 資金の借入を行う場合には、資金の調達方法と事業計画に基づき、長期的な事業収支計画が実行可能な借入金の返済を見込んだものかどうかにより、事業の継続性を判断すること。	3 事業の開始に要する資金の総額とは、事業の開始及び継続に必要とされる一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する施設の整備に要する費用、最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料などが含まれるものであること。	3 事業の開始に要する資金の総額とは、事業の開始及び継続に必要とされる一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する施設の整備に要する費用、最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料などが含まれるものであること。
	4 貸借対照表、損益計算書及び法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類又は個人資産の状況を記載した調書及び所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類の内容を十分審査し、会社又は個人として事業の継続性や資金の借入をした場合の返済の可能性について判断すること。	4 資金の調達を記載した書類には、資本金の調達方法、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載させるものとし、利益をもって資金に充てるものについてはその見込額を記載させること。	4 資金の調達を記載した書類には、資本金の調達方法、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載させるものとし、利益をもって資金に充てるものについてはその見込額を記載させること。
	5 新たに法人を設立して処理業を行おうとする場合には、過去の貸借対照表等が無いことから、資本金の額及び株主構成等を提出させ、事業計画等への適合性を審査することにより経理的基礎の有無を判断すること。	5 廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にして書類を提出させること。	5 廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にして書類を提出させること。
おそれ条項	「おそれ条項」は、法第7条第3項第4号イからニまでのいずれにも該当しないが、許可を行うにつき支障がある場合に弾力的に対応するための規程であり、これにより個々の実態に即して適切に業の許可を行うことができるものであること。したがって、申請者が、以下の事例に該当する場合であって、かつ、その資質及び社会的信用の面から適切な業務運営を当初から期待できないことが明らかである場合には、おそれ条項に該当するものとして不許可処分とすることができる。なお、おそれ条項の適用に当たっては、全国的な統一性及び公平性を確保する必要があることから、当省と協議すること	「おそれ条項」は、法第7条第3項第4号イからニまで及び第14条第3項第2号ロからヘまでのいずれにも該当しないが、許可を行うにつき支障がある場合に弾力的に対応するための規程であり、申請者の資質及び社会的信用の面から業務の適切な運営を期待できないことが明らかである場合には、許可をしないことができること。具体的には、次の場合がこれに該当するものとして考えられること。	「おそれ条項」は、法第7条第3項第4号イからニまで及び第14条第3項第2号ロからヘまでのいずれにも該当しないが、許可を行うにつき支障がある場合に弾力的に対応するための規程であり、申請者の資質及び社会的信用の面から業務の適切な運営を期待できないことが明らかである場合には、許可をしないことができること。具体的には、次の場合がこれに該当するものとして考えられること。
	1 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けており、許可を与えても、再度取消処分を受けることが予想される場合	1 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けている場合	1 過去において、繰り返し許可の取消処分を受けている場合
	2 法、浄化槽法、令第4条の5各号に掲げる法令(生活環境の保全を目的とする法令)若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、公訴が提起されている場合	2 法、浄化槽法、令第4条の5各号に掲げる法令(生活環境の保全を目的とする法令)若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合	2 法、浄化槽法、令第4条の5各号に掲げる法令(生活環境の保全を目的とする法令)若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合
	3 2に掲げる法令に係る違反を繰り返し、又は2に掲げる罪を繰り返し犯しており、行政庁の指導等が累積している場合	3 2に掲げる法令に係る違反を繰り返し、又は2に掲げる罪を繰り返し犯しており、行政庁の指導等が累積している場合	3 2に掲げる法令に係る違反を繰り返し、又は2に掲げる罪を繰り返し犯しており、行政庁の指導等が累積している場合
4 その他1から3までに掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合	4 その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合	4 その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる場合	



行政処分の指針等の変遷

資料1-6

	国の通知		横浜市の基準・指針			
	産業廃棄物処理業者に対する業の許可の取消し等(許可取消・事業停止)の指針について	行政処分の指針について	産業廃棄物に係る不利益処分の基準(神奈川県及び県内政令市の統一基準)	産業廃棄物に係る不利益処分の基準の運用指針		
H6	<p>H6.10.1</p> <p>①</p> <p>・対象は業許可のみ ・指針の中に具体的な処分の基準についての記載なし</p>	<p>・処行政手続き法の規定に基づき制定 ・処理施設許可等も対象 ・違反行為に対する処分の基準が示される</p>	<p>H8.11.5</p> <p>⑤</p> <p>H11.7.7</p> <p>⑥</p>	<p>H9.2.5</p> <p>⑧</p>		
H7						
H8						
H9						
H10						
H11						
H12						
H12					H12.12.28	
H13					H13.5.15	H13.10.1
H14					H14.5.21	H13.10.1
H15	<p>・処理施設許可等も対象 ・違反行為に対する処分の基準が示される</p>	<p>②</p> <p>③</p> <p>④</p>	<p>⑦</p> <p>⑨</p>			
H16						
H17						
H18						

## 行政処分状況(旧厚生省・環境省統計)

(参考)

	条文	処分の内容	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
産業廃棄物 処理業の許 可	法第14条の3 の2	許可の取消し (※1)	15	5	12	8	7	24	49	71	239	312	607
	法第14条の3	停止命令 (全部・一部)	47	39	81	47	40	50	61	156	102	91	87
特別産業廃 棄物処理業 の許可	法第14条の6	許可の取消し	7	3	3	1	2	4	7	4	21	49	26
		停止命令 (全部・一部)	24	20	6	6	3	4	8	19	14	16	11
産業廃棄物 処理施設の 許可	法第15条の3	許可の取消し	0	0	0	0	0	2	0	6	24	37	33
	法第15条の2 の6	改善命令 (※2)	2	3	4	12	10	32	56	31	44	80	63
		停止命令 (※2)	1	1	7	4	5	6	11	13	23	47	54
	法第19条の3	改善命令	79	34	31	48	68	118	173	108	179	159	107
	法第19条の5 法第19条の6 (※3)	措置命令	12	3	9	13	15	43	29	45	115	120	82

※1 法改正により、平成15年12月1日から法第14条の3の2

※2 法改正により、平成15年12月1日から法第15条の2の6

※3 平成12年改正以前は、法第19条の5→法第19条の4。法第19条の6は平成12年改正により新設

## 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会 確認調査結果

期	行政対応	内容	重要な検証ポイント	調査結果
I	・指示書発行(D) (H7.5～H9.1)	許可容量超過に対する指導 ・H7,8年度 立入112回 指示書8回	何度も指示書による指導を行っているが、もっと早く措置命令が出せなかったのか。	<p>1 当初の対応状況 平成6年当時、市内には数カ所の処分場があり、立入時に改善点があれば基本的に口答で指示を行っており、事業者はそれだけで十分な対応をしていた。三興企業品濃町処分場についても同様に口頭で指示しており、文書提出の締め切りを延ばすなどはあったが、一定の対応があった。</p> <p>2 文書指導への移行 平成7年3月ごろに本市が簡易の測量を行い、許可容量を超えている状況を確認し、平成7年5月12日にはじめて文書指導を実施した。</p> <p>3 事業者からの測量結果の報告とその後の対応 平成7年9月に三興企業から報告書が提出され、事業者の測量でも埋立容量を超えていることがわかった。しかし、事業者は「仮埋立であり、今後、圧密や減容が見込まれる」ことなどを主張していた。当時、「許可容量」は埋立終了時点に確認するもので、一時的に超過しても圧密化により減容するため、ただちに違法性は問えないと考えていた。事業者は、具体的な施設拡大を準備しており、また廃棄物の受け入れ制限を実施するなど、改善の意思がみられたことから、容量超過については事業者に減容させて基準を満たすことが重要であり、行政処分を行い搬入を止めることは考えていなかった。 また、当時、他都市での搬入規制の動きがあり、市内から排出される多量の産業廃棄物の適正処理を推進するためには、市内に処分場を確保することは重要であり、新規処分場を市内に確保することは困難な状況下において、受け入れ制限を施しつつも、処分場を続けることは重要な課題であると考えていた。</p> <p>4 行政処分の実施について 平成7年当時は、本市でも、全国的にみても、行政処分（措置命令、改善命令等）の事例は少なく、事業を継続しながら改善させるというのが一般的な指導方法であり、新規受入れ制限を指示した上で、減容を指導するという方針であった。事業者は、本市立会のもとに何度か減容化実験を実施しており、その後、頂上に破碎機や重機を設置して減容化に努めたり植栽するなど、本市の指示等を受けて対応をしていた。</p>
	・第1回措置命令(F) H9.2.24	容量超過の原状回復		措置命令で求めている「原状回復」の意味は、直近の産業廃棄物処理施設設置届出書に添付されている図面の最終形に戻せという意味を考えていた。
II	・施設容量変更許可(G) H9.12.25	変更理由： 道路に伴う埋立区域変更 容量拡大による成型仕上 (修景)を行う	・第1回措置命令が未履行なのに許可してよいのか。 ・許可要件を満たしていたのか。	<p>1 背景 横浜新道の側道の用地確保のために、廃棄物の移動先の確保が必要であった。また、埋立が終了していない処分場から産業廃棄物を場外搬出することは、埋立処分の再委託に該当し、排出事業者の了解が得られなければ違法という認識であった。従って、措置命令を履行する現実的な方法は、処分場を拡大する方法が最も効果的であると考えており、施設変更許可と第2回措置命令はセットで考えていた。</p> <p>2 変更許可について 当時の判例等から、処理施設の許可事務は、「申請書の内容が許可要件を満たせば許可しなければならない羁束裁量」と考えていた。また、当時の施設許可の基準には「恐れ条項」はなく、技術上の基準を満たし災害防止のための計画があれば許可するものであった。</p>
	・第2回措置命令(H) H9.12.25	容量超過を安全な形状に改善 理由：第1回措置命令が未履行		<p>同時に行った処理施設変更許可により、横浜新道側道による面積の変更、事務所前の処分場拡大等を認めたことから、第1回措置命令の「原状回復」を行うことが現実的には不可能となった。そのため、内容を「安全な形状」に変更して第2回措置命令を出した。 この措置命令における「安全な形状」とは、最終処分場設置者に対する事前協議等を行う指導根拠である「横浜市産業廃棄物の処理用地の設定等に関する指導要綱」で定めている最終処分場の法面の勾配角度や植栽などを意図している。 また、履行期限が平成11年までと長期間になった理由は、措置命令の履行が最終的には、側道工事の擁壁設置等が終わらないとできないことなどを踏まえた現実的な設定と考えている。</p>
	・処理業再許可(I) H10.6.29	「G」により、新たな受入が可能となったため、処理業の再許可	・これまでの経緯から不許可にできなかったのか。 ・許可要件を満たしていたのか。	<p>1 許可について 産業廃棄物処理業の許可は法定の要件を満たせば許可するという羁束裁量と考えており、処理施設変更許可で拡大した処分場容量のうち、措置命令履行に要する分を除く分(21,000㎡)の余裕があり、許可申請の内容が許可要件を満たしていたので許可した。</p> <p>2 恐れ条項の適用について 産業廃棄物処理業許可については、当時の法令においても、欠格要件に恐れ条項が規定されていた。この恐れ条項の適用は、「繰り返して行政処分を受けている」こと、「全く指導に従わない状態」などが前提であり、許可しても適正処理が期待できないことが明らかな場合でなければ、この条項を適用して「不許可」とすることが難しいと考えていた。 当時事業者は、措置命令履行の一環としての指導に応じて地元からの要望があった幼稚園・調理師学校前の修景作業などを多少なりともやっており、「恐れ条項」を適用することは考えていなかった。</p>

戸塚区品濃町最終処分場検証委員会 検証シート（Ⅲ期、Ⅳ期）

K		平成11年9月～12年12月	処分場の高さ下げや修景作業等の指示書の交付	K																
1 平成11年9月から平成12年12月までの状況概要																				
内容	指示書発行	12回	18条報告徴収	4回																
	<table border="1"> <tr><td>廃棄物の高さ下げに係わる指示</td><td>9回</td></tr> <tr><td>区域外での廃棄物積み下ろしに係わる指示</td><td>4回</td></tr> <tr><td>施行計画に係わる指示</td><td>4回</td></tr> <tr><td>廃棄物搬入量の報告に係わる指示</td><td>3回</td></tr> <tr><td>廃棄物搬入停止に係わる指示</td><td>3回</td></tr> </table>	廃棄物の高さ下げに係わる指示	9回	区域外での廃棄物積み下ろしに係わる指示	4回	施行計画に係わる指示	4回	廃棄物搬入量の報告に係わる指示	3回	廃棄物搬入停止に係わる指示	3回	<table border="1"> <tr><td>廃棄物搬入量に関する報告徴収</td><td>2回</td></tr> <tr><td>施行計画に関する報告徴収</td><td>1回</td></tr> <tr><td>減容化に関する報告徴収</td><td>1回</td></tr> <tr><td>火災に関する報告徴収</td><td>1回</td></tr> </table>	廃棄物搬入量に関する報告徴収	2回	施行計画に関する報告徴収	1回	減容化に関する報告徴収	1回	火災に関する報告徴収	1回
廃棄物の高さ下げに係わる指示	9回																			
区域外での廃棄物積み下ろしに係わる指示	4回																			
施行計画に係わる指示	4回																			
廃棄物搬入量の報告に係わる指示	3回																			
廃棄物搬入停止に係わる指示	3回																			
廃棄物搬入量に関する報告徴収	2回																			
施行計画に関する報告徴収	1回																			
減容化に関する報告徴収	1回																			
火災に関する報告徴収	1回																			
現場立入 平成11年9月から平成12年12月14日までの立入 78回 主に廃棄物移動および搬入状況監視、ガス・水採取など																				
2 指示書交付や三興企業対応状況の経過																				
年月日	区分	概要	三興企業対応など																	
H11.9.9	指示書	H11.6.21に実施した測量結果と測量日以降の受け入れ量報告を勘案すると、H11.9末時点で許可容量を超えるおそれがあること、高さを下げる本市の指示に対し三興企業は対処しているものの、効果が得られていないためH10.6.29以降に受入れた廃棄物埋立量、減容化能力、埋立廃棄物の高さ下げ工程を提出すること。また既に許可条件量を超えている場合や、期限までに埋立て量が把握できない場合は産業廃棄物の受け入れを停止すること等 (報告期限10月10日)	10月13日報告 H10.6.29以降受入れ量 : 32,657.6m <sup>3</sup> 破砕等による減容後の埋立量 : 18,342.1m <sup>3</sup> 減容機能力 : 495m <sup>3</sup> /日 高さ下げおよび減容作業 : 10月末までに終了																	
H11.10.6	報告徴収	H11.10.4に発生した火災の状況と再発予防対策の報告	H11.10.12火災発生状況、予防対策等につき報告書提出・火災3回分の始末書提出																	
H11.10.20	三興企業報告	軽微変更部への廃棄物搬入は、修景工事分及び収用部分の廃棄物移動先とし、新規受入れはしない。これらを遵守できない場合には、許可の取消等の処置を受けます。																		
H11.10.20	指示書	修景作業等の工事工程表の提出と、毎月の進捗状況報告をすることなど	工程表提出																	
H11.10.28	変更届出	産業廃棄物処理事業計画書承認事項変更届 (減容化作業の時間の延長 8時間/日→17時間/日)																		
H11.12.10	報告徴収	再許可からH11.12月末までの受入廃棄物の重量及び体積の報告、許可条件(21,000m <sup>3</sup> )の遵守状況、H9.12.25第2回措置命令(H)事項に関する改善計画の報告	H12.2.10 faxにて 事務所前埋立て可能容量の68,100m <sup>3</sup> からH10.6.29以降埋立廃棄物量の18,342.1m <sup>3</sup> を差し引いた49,757.9m <sup>3</sup> が埋立て可能容量である等報告。																	
H12.4.1	指示書	現在の施設許可による埋立計画を前提として、明け渡しから全体整形までの作業につき、移動を要する廃棄物の範囲と量・移動先の範囲と移動方法などを含む施行計画書を提出し、本市と協議すること。	H12.5.31の報告期限に対し、H12.6.5提出期限の延長願いを出し、H12.7.17に工事概要と施工計画書提出																	
H12.5.10	指示書	処分場区域外での積上げ廃棄物の撤去、撤去ができない場合は搬入停止。廃石綿は処分違反のため受入の停止。	報告不要																	
H12.5.17	指示書	目測90mに至る埋立廃棄物の高さ下げ・修景作業の最優先と、高さ上げを行わないこと	報告不要																	
H12.6.2	指示書	廃棄物受入を停止し、処分場区域外での積上げ廃棄物の撤去を行うこと	報告不要																	
H12.6.7	状況聴取	1 軽微変更拡大大部分の進捗状況 : (三興) 第1期部分に上部の廃棄物3,000m <sup>3</sup> を降ろす。量、場所、方法、工程を提出する 2 廃棄物の移動の施工計画書 : (三興) 収容地明け渡し期限(9/30)までの分を除く全体移動量の30,000m <sup>3</sup> の工程表と環境・安全対策を提出する。 3 収用地明け渡し : (本市) 期限である9/30には間に合わせるよう指示 4 修景工事の確実な進捗 : (本市) H14.3期限を早くするよう指示。三興了解 5 廃棄物の搬入と許可容量 : (本市) 許可条件は現在も21,000m <sup>3</sup> のままであり、既にこの条件を越えている可能性を指摘。																		
H12.6.23	指示書	廃棄物受入を大幅に抑制し、再び積みまれた処分場区域外の廃棄物の撤去すること	報告不要																	
H12.8.1	指示書	積上廃棄物の修景作業時の安全対策を講じること、廃棄物法面を安全な勾配にすること。	報告不要																	
H12.8.1	指示書	H10.6～H12.1までに埋立てた廃棄物の比重とその根拠を示すこと。埋立高さ超過部分の改善を収用部分明け渡しと平行して行うこと。許可容量に近い場合、受入制限計画書を提出すること。測量を実施すること等	報告無																	
H12.10.6	報告徴収	H12.1.1～H12.9.30までの受入産業廃棄物の重量及びH12.9.30現在における処分場の残容量の報告	H12.1.1～H12.9.30までの受入れ廃棄物重量 112,065.t H12.9.30現在の残容量はH12.10.24に測量を実施し、改めて報告する。 H12.11.13報告書提出 H12.10測量による埋立て容量 852,239.5m <sup>3</sup>																	
H12.10.10	指示書	処分場の構造及び維持管理に関する措置の履行指示(5項目) 1 計画高さを超過し急勾配となっているため、改善作業を開始し、施工計画を提出すること。 2 囲いおよび廃棄物流出防止設備を設けること 3 埋立て区域外における廃棄物の積み上げと荷下ろし行為の禁止 4 廃棄物飛散の防止 5 軽微変更部分における高さ超過の是正	H12.10.16 最終処分場の修景に伴う減容作業計画書の提出 計画書提出時に本市指導あり(下枠) H12.10.23 始末書および廃棄物移動先平面図など提出(10.16の会合による計画書)																	
		H12.10.16. 指導記録 ・許可容量を満たしていることと本市は認識しており、測量を実施し総量を確認するまで搬入を停止すること。→搬入制限を行っている ・受入れ制限計画書が提出されたが受け取れる内容ではない。 ・許可容量を超えていれば無許可変更違反となる。→許可容量を超えてまで続ける気はない。 ・変更許可を前提に廃棄物の受入れを続けることはできない。→修景作業を行いながら増量の変更許可協議したい ・搬入を停止し、場内修景に専念すべき、なぜ指示に従わないのか。→搬入をやめれば会社がつぶれる。																		
H12.11.8	報告徴収	H11.9～H12.9の減容化廃棄物の処理実態等 減容処理後の廃棄物の処分方法・量と場外持ち出しの有無等	H12.11.17 報告 減容化処理量及び発生量 10,120t うち固形燃料として売却 845.8t																	
H12.11.14	指示書	三興企業による測量で埋立超過が判明したことから、受入停止と修景の指示。また測量日(H12.10.24)以降の受入量報告を指示 H12.11.21報告期限	報告無 (11.28に処分場で状況聴取) (受入停止指示以降廃棄物の受入なし) (日報より)																	
H12.11.29	指示書	廃棄物掘削・移動に伴う異臭発生防止等の環境対策措置を指示	報告不要																	
H12.12.8	三興企業報告	H12.11.28処分場における廃棄物減量化・修景工程の聴取についての報告	超過量 : 150,567m <sup>3</sup> 終了日 : H12.12.19 処理方法 : 転圧により1/3に圧縮する。また減容機で減容後、固形燃料として売却。																	

L, O, P, Q

平成12年12月～13年11月

事業停止命令

L, O, P, Q

第1回事業停止命令の内容

L 第1回事業停止命令 (平成12年12月15日)  
(起案日 H12. 12. 15)

① 産業廃棄物処分量の全部および特別管理産業廃棄物処分量の一部(最終処分(埋立)に限る。)の事業停止

② 違反内容  
産業廃棄物処理施設変更許可違反

② 違反の事実 (単位: m<sup>3</sup>)

施設許可容量 × 110% (軽微変更届けの増量を含む)	699, 824
三興企業測量結果 (h 12. 10. 24～25測量)	852, 239
本市測量	854, 075

\*軽微拡大変更部分を除く平成9年12月25日許可容量が基本で、その数値に10%を増したもの

最終処分場施設規模

埋め立て地面積	25914m <sup>2</sup> 軽微変更拡大部分除くと 23, 899m <sup>2</sup>
廃棄物容量	687462m <sup>3</sup> 軽微変更拡大部分除くと 636, 204m <sup>3</sup>

\*本来基準として用いる数値は廃棄物容量ではなく埋立容量です。

③ 弁明の内容  
H12. 12. 7に弁明の機会の付与 H12. 12. 15に三興企業より弁明書提出  
(1) 今後転圧等を行って許可容量内に収める。  
(2) 既にH12. 11. 14から30日以上にわたり本市の指示により廃棄物の受入停止をしている。  
(3) 市道建設計画により擁壁新設が大幅に遅れ、やむなく上方に廃棄物を積み上げざるを得なかったもの。無謀に積みあげたものではない。

④ 期間  
期間はH12. 12. 15から24日間、若しくは埋立量が処分場施設容量以下となるまで。

⑤ 期間の根拠  
三興の改善策に廃棄物の減容化があるが、測量結果や廃棄物の比重計算からして、事業を行うに足りる容量へ減容するには約46日を要する。更に測量実施などの期間を9日とすると55日となる。廃棄物の受入停止期間を差し引き停止期間を24日とする。

三興企業対応

関係法令

H12. 12. 15 弁明書提出  
道路取用に関連し、軽微変更(J)の事業の遅れ等により廃棄物の仮置きを上積みせざるを得なかった。

H12. 12. 26 事業停止命令に対する嘆願書提出  
減容化分の受入れを再開したい。

念書提出  
悪臭防止対策と許可容量内への減容化

埋立容量報告書提出

廃棄物容量: H12. 12. 23現在	852, 239. 5m <sup>3</sup>
覆土用仮置き	▲ 19, 097. 5m <sup>3</sup>
減容減量分	▲ 83, 671. 5m <sup>3</sup>
相違による数量	▲ 36, 207. 8m <sup>3</sup>
法面撤去土量	▲ 21, 780. 0m <sup>3</sup>
土えん堤背面の埋立容量	▲ 20, 210. 0m <sup>3</sup>
廃棄物容量: H12. 12. 23現在	671, 272m <sup>3</sup>

減容量 : 3400m<sup>3</sup>/日

廃掃法 第15条の2の4  
第14条の3  
第14条の6

行政手続法 第13条

産業廃棄物に係わる不利益処分の基準 第4条第2項第1号  
第6条

第2～4回事業停止命令

平成12年12月15日から平成13年11月20日までの立入状況 59回

主に法面改善作業監視、臭気による苦情、廃棄物搬入監視などの立入

年月日	区分	概要	三興企業対応など
H12. 12. 22	指示書	悪臭発生のおそれのある埋立廃棄物の掘り起こしなどの一時中止	報告無(期日指定なし)
H13. 1. 29	18条報告徴収	・ H12. 11. 14～H13. 1. 28までの受入れ実績報告 ・ 現在の埋立量報告	H13. 2. 9 報告書提出 受入れなし、測量を依頼中
H13. 3. 23	第2回事業停止命令	第1回事業停止命令の停止期間経過後の測量で容量超過が解消されていないことが判明したため、180日間の事業停止を命じた。	
H13. 9. 21	第3回事業停止命令	第2回事業停止命令で命令理由(埋め立て容量が許可容量を超過)が解消されていないため、60日間の事業停止を命じた。	
H13. 11. 20	第4回事業停止命令	第3回事業停止命令で命令理由(埋め立て容量が許可容量を超過)が解消されていないため、90日間の事業停止を命じた。	

M

平成12年12月27日

改善命令

M

改善命令の内容

1 命令事項

戸塚区品濃町最終処分場において行われている、廃棄物の高さ下げ作業に伴い、場外に悪臭が発散し周辺住民からの苦情が発生した。産業廃棄物処理施設の処理基準に違反しているため、最終処分場の外に悪臭が発散しないよう必要な措置を講ずること。

2 対象者

株式会社 三興企業

3 対象となる事実

臭気指数測定結果 (H12.12.1測定)

測定位置	No.1 (南)	No.2 (南)	No.3 (北)	No.4 (南)
臭気指数	15	10未満	11	16
備考	廃棄物臭	廃棄物臭	廃棄物臭	廃棄物臭

No.4における測定値

超過項目	アセトアルデヒド	イソブチルアセトアルデヒド
測定値	0.11ppm	0.025ppm
基準値	0.05ppm以下	0.02ppm以下

4 弁明の機会の付与

公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、意見陳述のための手続きを取ることができない時に該当すると判断し、弁明の機会は付与せず。

5 期限

平成12年12月29日

参考

「悪臭対策の暫定指導基準」に定める基準値(市街化調整区域) = 13

当該区域は市街化調整区域であるため、悪臭防止法の規制対象外。

No.4において、「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制」の基準値を超過

関係法令

廃掃法 第15条の2の2で定める  
「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に  
係わる技術上の基準を定める命令」

第1条第2項第2号  
第2条第2項

行政手続法 第13条第1項  
第13条第2項

悪臭に関する苦情件数

平成12年12月 57件

平成13年1月 6件

平成13年2月 1件

改善命令前後の立入状況

H12.12.19 臭気の苦情有り、対策を講じるよう電話で指示。

H12.12.21 臭気対策のため作業時間を22時以降にするよう指示。

H12.12.22 臭気対策再検討結果でるまで作業待つよう指示していたが  
夜間作業実施との回答あり。

H12.12.27 悪臭測定立ち会い

H13.1.16 消臭剤散布を指示

H13.2.28 廃棄物の飛散防止及びクランクからの悪臭対策を指示

H13.5.28 悪臭の苦情により立入。対策を指示。

H13.7.2 廃棄物切り崩しに際し悪臭が発散しないよう指示

H13.7.17 臭気対策、廃棄物飛散防止指示

N	平成13年3月23日	第3回措置命令	N											
第2回措置命令	<p>廃棄物の飛散、廃棄物の過剰埋立による法面崩落・流出、遮水槽の一部不備及び浸出液処理水が県条例で定める排水基準に適合しないことにより、生活環境の保全上の支障の恐れがあるため、その防止のために必要な措置を講じることを命令した。</p> <p>1 措置命令の原因となる事実</p> <table border="1" data-bbox="347 263 1133 632"> <thead> <tr> <th data-bbox="347 263 745 288">処理基準違反の事実</th> <th data-bbox="745 263 1133 288">生活環境保全上の支障</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 288 745 363">           廃棄物の飛散防止のための覆土が施されていない            【令第6条第1項第3号ル】         </td> <td data-bbox="745 288 1133 363">           廃棄物の飛散により処分場周囲の園児、住民、通行人の生活環境保全上支障が生ずるおそれがある         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 363 745 438">           許可容量超過は廃棄物が飛散・流出している状態            【令第6条第1項第3号でその例によることとされた令第3条第1号イ】         </td> <td data-bbox="745 363 1133 438">           廃棄物の法面が急角度かつ高さが高いため、廃棄物が崩落する危険があり、生活環境保全上支障が生ずるおそれがある         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 438 745 536">           軽微拡大Ⅱ期工事部分は遮水シート敷設が未完成の時期に廃棄物が崩落し、そのまま嵩下げ廃棄物を埋め立てた状態にある            【令第6条第1項第3号ホ】         </td> <td data-bbox="745 438 1133 536">           浸出水により地下水が汚染され、生活環境保全上支障が生ずるおそれがある         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 536 745 632">           処理水のCODが高く、県条例の放流基準を満たせないため放流できないことは、公共の水域を汚染するおそれがないように必要な措置を講じていない            【令第6条第1項第3号ボ】         </td> <td data-bbox="745 536 1133 632">           多量降雨時等に浸出水が循環しきれず、汚水が溢れ、公共の水域が汚染されて生活環境保全上支障が生ずるおそれがある         </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 命令事項</p> <p>(1) 廃棄物の飛散を防止するために必要な措置を講ずること</p> <p>(2) 廃棄物法面について、廃棄物の崩落等の危険がない状態にするために必要な措置を講ずること</p> <p>(3) 遮水層が不備な部分からの浸出液による地下水の汚染を防止するために必要な措置を講ずること</p> <p>(4) 浸出液による公共の水域の汚染を防止するために必要な措置を講ずること</p> <p>3 履行期限</p> <p>(1)～(3)は平成13年6月30日</p> <p>(4)は平成13年8月31日</p> <p>4 対象者</p> <p>株式会社 三興企業</p> <p>5 履行の催促</p> <p>H13. 4. 25、H13. 5. 31、H15. 9. 22、H17. 7. 26にわたり措置命令事項の履行を催告</p> <p>H15. 9. 22分に対し、代理人弁護士より回答        : 措置命令の履行に最大限の努力を払うが、会社は倒産状態であり、経済的に能力なし。</p>		処理基準違反の事実	生活環境保全上の支障	廃棄物の飛散防止のための覆土が施されていない 【令第6条第1項第3号ル】	廃棄物の飛散により処分場周囲の園児、住民、通行人の生活環境保全上支障が生ずるおそれがある	許可容量超過は廃棄物が飛散・流出している状態 【令第6条第1項第3号でその例によることとされた令第3条第1号イ】	廃棄物の法面が急角度かつ高さが高いため、廃棄物が崩落する危険があり、生活環境保全上支障が生ずるおそれがある	軽微拡大Ⅱ期工事部分は遮水シート敷設が未完成の時期に廃棄物が崩落し、そのまま嵩下げ廃棄物を埋め立てた状態にある 【令第6条第1項第3号ホ】	浸出水により地下水が汚染され、生活環境保全上支障が生ずるおそれがある	処理水のCODが高く、県条例の放流基準を満たせないため放流できないことは、公共の水域を汚染するおそれがないように必要な措置を講じていない 【令第6条第1項第3号ボ】	多量降雨時等に浸出水が循環しきれず、汚水が溢れ、公共の水域が汚染されて生活環境保全上支障が生ずるおそれがある	<p>関係法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法第19条の4 (措置命令)</li> <li>・ 法第12条第1項 (産業廃棄物処理基準)            法第12条第1項で規定する法施行令第6条第1項第3号で準用する法施行令第3条第1号イ (1)</li> </ul> <p>弁明の機会の付与</p> <p>1 通知日および弁明書の提出期限        平成13年3月7日通知</p> <p>平成13年3月19日提出期限</p>	
	処理基準違反の事実	生活環境保全上の支障												
廃棄物の飛散防止のための覆土が施されていない 【令第6条第1項第3号ル】	廃棄物の飛散により処分場周囲の園児、住民、通行人の生活環境保全上支障が生ずるおそれがある													
許可容量超過は廃棄物が飛散・流出している状態 【令第6条第1項第3号でその例によることとされた令第3条第1号イ】	廃棄物の法面が急角度かつ高さが高いため、廃棄物が崩落する危険があり、生活環境保全上支障が生ずるおそれがある													
軽微拡大Ⅱ期工事部分は遮水シート敷設が未完成の時期に廃棄物が崩落し、そのまま嵩下げ廃棄物を埋め立てた状態にある 【令第6条第1項第3号ホ】	浸出水により地下水が汚染され、生活環境保全上支障が生ずるおそれがある													
処理水のCODが高く、県条例の放流基準を満たせないため放流できないことは、公共の水域を汚染するおそれがないように必要な措置を講じていない 【令第6条第1項第3号ボ】	多量降雨時等に浸出水が循環しきれず、汚水が溢れ、公共の水域が汚染されて生活環境保全上支障が生ずるおそれがある													
事業者対応	<p>提出期限までに㈱三興企業から弁明書の提出なし。</p>													



<b>R</b>	平成14年1月16日	処理業許可取消	<b>R</b>												
処理業許可取消	<p>1 要旨 措置命令（N）が履行期限までに行われなかったため、全ての処理業の許可を取り消し。</p> <p>取り消した産業廃棄物処理業</p> <p>(1) 産業廃棄物収集運搬業</p> <table border="1" data-bbox="450 325 1480 416"> <tr> <td>積み替え・保管を除く</td> <td>燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん</td> </tr> <tr> <td>積み替え又は保管を含む</td> <td>燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類</td> </tr> </table> <p>(2) 産業廃棄物処分業</p> <table border="1" data-bbox="450 456 1480 501"> <tr> <td>埋め立て処分</td> <td>燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん</td> </tr> </table> <p>(3) 特別産業廃棄物収集運搬業</p> <table border="1" data-bbox="450 544 1480 579"> <tr> <td>積み替え・保管を除く</td> <td>廃石綿等</td> </tr> </table> <p>(4) 特別産業廃棄物処分業</p> <table border="1" data-bbox="450 620 1480 687"> <tr> <td>焼却処分</td> <td>感染性産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td>埋め立て処分</td> <td>廃石綿等</td> </tr> </table> <p>2 対象者 株式会社 三興企業</p> <p>3 聴聞会 平成13年12月10日午後2時より実施したが当事者・参加人の出頭なし。 当事者からの陳述書、証拠書類などの提出なし。</p> <p>4 理由 措置命令が履行期限までの行われなかったことは、廃掃法第19条の5の措置命令違反となり、同法第14条の3第1号及び同法第14条の6で規定する「違反行為」に該当する。</p> <p>5 その他 聴聞通知書及び許可取消処分通知書は内容証明・配達証明郵便にて三興企業代表者宛に送達。</p> <p style="text-align: center;">処理業の取り消し通知書 平成14年1月16日送達</p>		積み替え・保管を除く	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん	積み替え又は保管を含む	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類	埋め立て処分	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん	積み替え・保管を除く	廃石綿等	焼却処分	感染性産業廃棄物	埋め立て処分	廃石綿等	<p>関係法令</p> <p>廃掃法 第14条の3 第1号及び同法第14条の6</p>
	積み替え・保管を除く	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん													
積み替え又は保管を含む	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類														
埋め立て処分	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん														
積み替え・保管を除く	廃石綿等														
焼却処分	感染性産業廃棄物														
埋め立て処分	廃石綿等														
事業者対応	<p>H13.6.28 措置命令の履行期限延べ願提出</p> <p>H13.7.27 措置命令履行進捗状況報告提出</p> <p>H13.8.27 措置命令履行進捗状況報告提出</p> <p>H13.9.13 措置命令履行進捗状況報告提出</p> <p>H13.10.1 措置命令履行進捗状況報告提出</p> <p>H13.10.10 本市より措置命令履行の意思確認 (10月17日までに履行する意思表示ない場合は許可を取り消す。)</p> <p>H13.10.31 三興企業代理人より連絡：履行期限の再延べ願を出す立場にない。</p> <p>(G社)</p> <p>H13.11.5 措置命令履行進捗状況報告提出</p> <p>H13.12.10 措置命令履行進捗状況報告提出</p> <p>H14.1.15 措置命令履行進捗状況報告提出</p>														

S	平成14年1月16日～	処理業許可取消以降の経過（G社関係）	S
年月日	区分	概 要	備 考
H13. 11. 5	G社報告	「措置命令履行進捗状況報告」を提出 ・急斜面の改善と覆土 進捗率 74%	
H13. 12. 10	G社報告	「措置命令履行進捗状況報告」を提出 ・急斜面の改善と覆土 進捗率 77%	
H14. 1. 15	G社報告	「措置命令履行進捗状況報告」を提出 ・急斜面の改善と覆土 進捗率 79%	
H14. 1. 30	G社許可願提出	元三興企業積替保管施設での産業廃棄物中間処理業の許可取得へのお願い	G社は民法697条（管理者の管理義務）および720条（緊急避難）により、収益を得ず、一種のボランティア活動として三興企業の肩代わりの業務をしてきました。今後も処分場の修景作業を行って完成させる予定です。
H14. 2. 21	G社植林について	覆度完成箇所に土地管理者として植林を行うむねの届出	
H14. 4. 11	G社報告	「最終処分場等の作業開始」の文書提出 ・処分場の修景作業をH14. 5. 7より再開します。	
H14. 4. 23	G社へ依頼	「処分場の整備スケジュール等」の文書の提出を指示	H14. 4. 30「最終処分場の整備計画等」の文書提出 遮水シートの修理を行い、上部廃棄物を下げて修景する。 期間は約1年
H14. 6. 12	G社報告	「措置命令履行進捗状況報告」を提出 ・急斜面の改善と覆土 進捗率 79%	
H14. 7. 12	G社報告	「措置命令履行進捗状況報告」を提出 ・急斜面の改善と覆土 進捗率 79%	
H14. 9. 9	G社計画書提出	「事業計画書提出」 ・修景作業は平成15年. 5月終了予定	
H14. 10. 17	G社報告	「措置命令等履行申し入れ」の文書提出	G社は旧三興企業に代わり措置命令に関する履行に努力する。作業はH15. 5に終了予定であるが、その後の施設整備、排水処理の維持管理費捻出のため、旧三興企業中間処理場での処理業の許可を得たい。
H14. 12. 1	G社許可	中間処理業許可取得（三興企業元積替保管場所）	
H15. 3. 17	18条報告徴収	三興企業に対し、H10. 6. 29～H14. 1. 16までの産業廃棄物最終処分について、各々の排出事業者名、搬入者名、廃棄物種類、廃棄物量及び受入れ期日の報告。	H15. 3. 31報告期限に対し報告無 報告徴収内容を確認するため現地立ち入り調査。マニフェストなど書類は場内に保管あり
H15. 4. 21	G社へ依頼	処分場整備に関する指示をG社に送付 ・進捗状況や残作業についての報告を求める。	H15. 5. 13G社報告「最終処分場等の経過と現状報告及び要望」 排水処理を継続し、場外放流なしで場内での散水処理や修景・補修作業などを行ってきたが、本来三興企業が施設の管理と措置命令の履行を行うべきであり、G社では限界がある。
H15. 9. 22	三興企業へ催告	H13. 3. 23発出の第3回措置命令（N）の履行再々催告	H15. 10. 20 三興企業代理弁護士より回答書提出 三興企業は措置命令の履行に最大限の努力を払うが、企業として事実上倒産状態のため、履行能力なし。
H15. 10. 20	G社要望	「品濃町最終処分場の管理について」要望書を提出	中間処分場の許可を得たが収益が上がらないため、最終処分場維持管理費が捻出できず、事業計画書の履行が不可能であり、根本的な処理策をいただきたいとの内容。
G社概要	設立年月日 設立趣旨 事業概要 備考	H13. 4. 6 三興企業は、H13. 1. 4、2回目の不渡りを出し事実上の倒産。同年1.20債権者集会において、債権者全員から再建に向けて支援・協力する旨、賛同を得て有志10名の出資により設立。 地域環境保全の観点から、三興企業がなすべき放置した最終処分場の管理業務をできる範囲で行い、健全なる産業廃棄物処理業を目標とする。 H13. 1. 22に当時の代表取締役が解任され、新代表取締役は従業員の給与、処分場運営費などの支払いをせず、聴聞会にも欠席し、㈱三興企業は許可取り消しとなった。このような旨を踏まえ原因者たる旧代表が処分場の現状復帰に向け関係者と協議を重ね緊急避難の措置として同社を設立。	

T以降

平成14年1月16日～

処理業許可取消以降の経過（G社関係以外）

T以降

1 許可取消以降の事業者の動向と本市の対応の概要

	年月日	区分	概 要	備 考
	H15.9.22	三興企業へ催告	H13.3.23発出の第3回措置命令（N）の履行再々催告	H15.10.20 三興企業代理弁護士より回答書提出 三興企業は措置命令の履行に最大限の努力を払うが、企業として事実上倒産状態のため、履行能力なし。
T	H16.2.12	水質検査	処分場下流水路（公共用水域）の水質を検査（4.14に2回目を実施）したところ、ホウ素とBODが環境基準を超過。	
U	H17.3.18	汚濁水を下水道へ仮接続	周辺公共用水域の水質保全のため、下水道への仮排水接続した。	
	H17.5.11	水質検査	処分場周辺水域で本市が水質調査（5.19に2回目を実施）処分場内汚水が周辺に漏洩していると断定。	
	H17.7.12	水質検査	処分場周辺井戸水を本市が水質調査、井戸水に影響は見られない。	
V	H17.7.22	告発	三興企業および元代表者を廃棄物処理法違反（施設の無許可変更）で刑事告発	H17.11.8、不起訴処分
W	H17.7.26	第4回措置命令	三興企業元代表者等個人4名に対して第3回措置命令（N）と同内容の措置命令を発出	弁明書が提出されたが、本弁明が措置命令を行わない理由とはならないとの本市判断あり。
	H17.7.26	三興企業へ催告	H13.3.23発出の第3回措置命令（N）の履行催告	
	H17.10.12	代執行方針決定	市民の生活環境保全のため、本市は代執行による改善を決定。	

第4回措置命令

1 趣旨

法人である㈱三興企業に対し、処分場に係わる生活環境保全上の支障の除去などの措置を講じるよう命じたが、必要な措置が講じられず、環境汚染の事態の重大性が増した。このため違反に対し重大な責任を有する㈱三興企業の代表者にまで対象範囲を広げ必要な措置を講じることを命じた。なお命令予定者からあらかじめ提出された弁明書は、内容を検討した結果命令を行わない理由にはならないと判断した。

2 対象者

元代表取締役  
元取締役副社長 2名  
代表取締役

3 措置命令の原因となる事実

処理基準違反の事実	生活環境保全上の支障
廃棄物の飛散防止のための覆土が施されていない 【令第6条第1項第3号ル】	廃プラスチック類、燃え殻、ばいじんが飛散している
許可容量超過は廃棄物が飛散・流出している状態 【令第6条第1項第3号でその例によることとされた令第3条第1号イ】	容量超過により、所定の埋め立て計画によらず、廃棄物法面が急角度かつ高さが高いので廃棄物が崩落する危険がある。
軽微拡大Ⅱ期工事部分は遮水シート敷設が未完成の時期に廃棄物が崩落し、そのまま嵩下げ廃棄物を埋め立てた状態にある 【令第6条第1項第3号ホ】	浸出水により地下水が汚染されている。
処理水のCODが高く、県条例の放流基準を満たせないで放流できない。即ち公共の水域を汚染するおそれがないように必要な措置を講じていない 【令第6条第1項第3号ホ】	浸出水を循環しきれず、汚水が溢れて地下水及び公共の水域が汚染されている。

4 命令事項

- (1) 廃棄物の飛散を防止するために必要な措置を講ずること
- (2) 急勾配となっている廃棄物法面について、廃棄物の崩落等の危険がない状態にするために必要な措置を講ずること
- (3) 遮水層が不備な部分からの浸出液による地下水の汚染を防止するために必要な措置を講ずること
- (4) 浸出液による公共の水域の汚染を防止するために必要な措置を講ずること

## 第 3 回 戸塚区品濃町最終処分場検証委員会会議録

日時 平成 18 年 5 月 12 日(金) 午前 10 時から午前 12 時まで

開催場所 松村ビル別館 2 階 201 号室

出席者 (委員)

小賀野委員長、高井委員、田中委員、徳江委員  
(横浜市)

副局長、適正処理部長、産業廃棄物対策担当部長、総務課長、産業廃棄物対策課長、  
適正処理監視指導担当課長、他事務局 14 名 計 24 名

開催形態 公開 (傍聴者 6 人 報道機関 2 社)

- 決定事項 1 以下の事項について、事務局が確認調査を行い、次回委員会で報告することとなった。
- (1) 指示書発行について (D)
    - ・指示書発行以前の口頭指導の状況
    - ・当時の指導の考え方
  - (2) 措置命令 (第 1 回、第 2 回) について (F、H)
    - ・命令の具体的内容
  - (3) 施設容量変更許可について (G)
    - ・許可要件や恐れ条項の適用の有無など
  - (4) 処理業の再許可について (I)
    - ・許可要件、恐れ条項の適用や不許可処分の可能性の有無など
- 2 「戸塚区品濃町最終処分場検証委員会の会議の公開・傍聴規定」第 4 条の改正が了承された。

議事 事案の検証 (第 I 期及び第 II 期)

(主な意見等)

< 第 I 期 (D~F) >

・ D で、最初の指示書交付 (文書指導) 以前に事業者が改善計画書を提出しているが、これは、市の口頭の指示によるものか。口頭指導の内容は記録しないのか。

・ 「計画高さ」は許可の要件なのか？

(事務局回答) 当時は届出制で、その要件は、埋立容量及び面積である。「計画高さ」は付属書類の事業計画書の記載事項で、要件に含まれない。

・ D で、指示書交付までに時間がかかっている。また、指示書の履行がされないまま、行政処分までにさらに時間が経過している。仮埋立とはいえ、平成 7 年 9 月には容量超過も判明しており、この時点で何とかならなかったのか。

・ 当時の背景や法の一般的な運用状況をもっと知りたい。

・ 平成 7 年 11 月の指示書において、変更許可申請書の提出を求めているが、その理由は何か。

## <第Ⅱ期（F～K）>

- ・業の再許可にあたり、欠格要件に該当しないとのことだが、一方で法では施設や業の許可取消しについて定めている。法違反行為が取消し要件ならば、措置命令違反により許可は取り消されるのか。
- ・法は改正が繰り返されているのでわかりやすくまとめてほしい。
- ・第2回の措置命令は第1回の命令が履行されないまま出されているが、第1回の命令を撤回したことになるのか。
- ・施設の変更許可と第2回措置命令が同日だが、命令を履行し、安全性を確認した上で許可するものではないのか。
- ・業の再許可について、長年にわたって指導が続いたのに欠格条項に該当しないのか。
- ・措置命令の内容は、第1回も第2回も具体的でなく何をすべきなのかわからない。第2回の命令で履行期限を猶予すべきではなかった。
- ・平成9年ごろは、判例でも学説でも業許可については講学上の警察許可（羈束裁量）という理解だった。

報告事項 1 第2回検証委員会会議録について

- 資料
- 1 検証シート
  - 2 検証委員会の公開・傍聴規定の一部改正案
  - 3 第2回検証委員会会議録